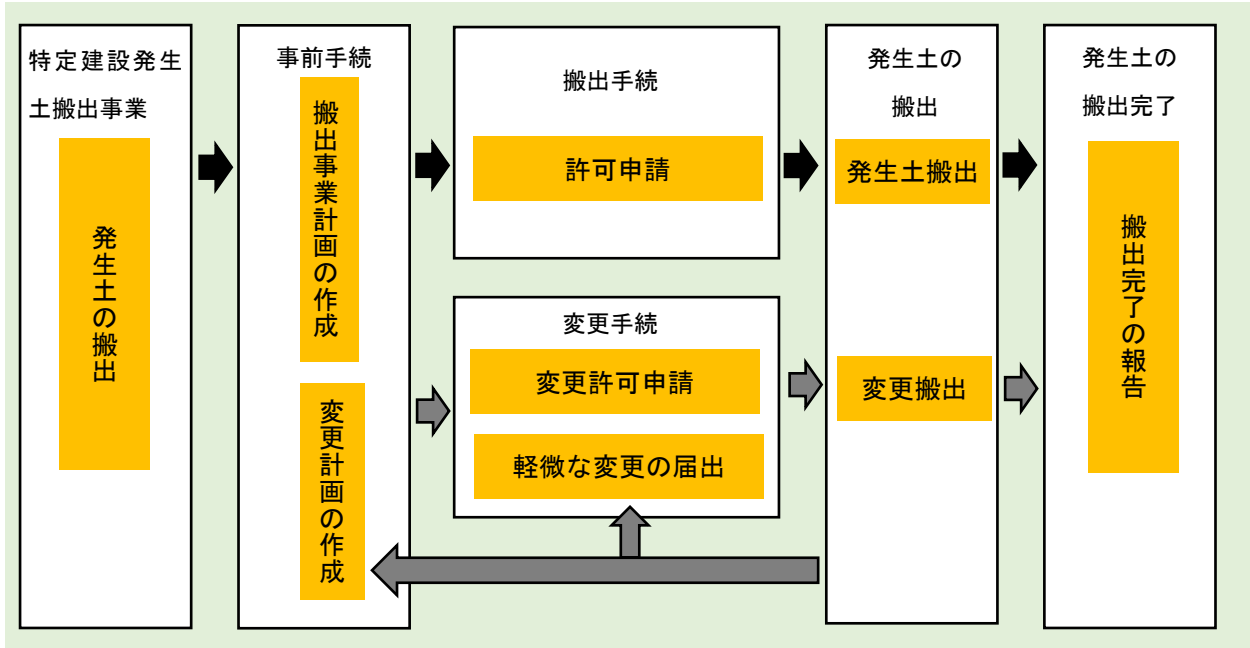


第4章 建設発生土の搬出の許可制度（条例第22条～第26条）

<特定建設発生土搬出の手続き>



4. 1 建設工事の注文に当たっての発注者の指示（条例第22条）

○建設工事の発注者は、元請け人に対して土砂の適正な処理を指示するように努めること。

<条例>

（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）

第22条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、元請負人に対して当該建設工事に伴って生じる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

解 説

- ◆建設発生土を発生させる原因者は発注者であり、運搬・処分を含めた工事費を負担する立場にあることから、発注者の責任を明確に示すため本条の規定を設けた。
- ◆「発注者」とは、一般的な建設業法第2条第5項に規定する建設工事の注文者をいい、条例では、他の者から請け負った者を除いている。
- ◆「建設工事」とは、建設業法第2条第1項の規定する建設工事をいう。

参 考

建設業法（昭和24年法律第100号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2～3 （略）

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

4. 2 特定建設発生土搬出に係る許可（条例第23条、規則第20条～第23条）

- 発注者は、特定建設発生土搬出の実施に当たり、搬出事業計画が適切であることの許可を受けてから搬出に着手すること。
- 情報通信技術を活用した建設発生土搬出の管理を行う場合は、許可に添付する搬出事業計画を省略できる他、許可に係る手数料を免除する。

<条例>

（特定建設発生土搬出の許可等）

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂の搬出
- (3) その他規則で定める土砂の搬出

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 発注者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建設工事の名称及び内容
- (3) 建設工事の位置及び区域
- (4) 搬出する土砂の数量
- (5) 土砂を搬出する期間
- (6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土砂処分地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (7) その他規則で定める事項

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 搬出事業計画に記載された内容が適切であること。
- (2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。
  - ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。
  - イ 土砂を仮置きする場合にあっては、当該土砂を仮置きする土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。
  - ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。

4 知事は、第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

5 発注者又は元請負人が建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステム（建設発生土の有効利用の推進を目的とし、情報通信技術を活用して、土砂の発生元から搬出先までの流通を正確に把握することができるシステムをいう。以下同じ。）について、利用者としての登録をしたときは、第2項に規定する搬出事業計画を策定したものとみなす。

<規則>

（公共的団体）

第20条 条例第23条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 西日本高速道路株式会社
- (2) 日本下水道事業団
- (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (4) 公益財団法人鳥取県造林公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- (6) 西日本旅客鉄道株式会社
- (7) 中国電力株式会社
- (8) 前各号に掲げる公共的団体のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、特定事業を行うことに関し、技術基準を遵守する能力が国又は地方公共団体と同等以上であると知事が認める法人

(許可を要しない土砂の搬出)

第21条 条例第23条第1項第3号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可を受けた採石業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に掲げる野積場の区域において保管された土砂の搬出
- (4) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂の搬出
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設若しくは同法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設又は同法第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設において、物理的又は化学的に形状又は性質を改良した土砂の搬出
- (6) 森林の施業及び管理又は営農その他これらに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う土砂の搬出
- (7) 建設工事その他事業に使用する目的で販売された土砂の搬出
- (8) 前各号に掲げる搬出のほか通常の維持管理の範囲で行われるものとして、知事が別に定める土砂の搬出

(搬出事業計画書)

第22条 条例第23条第2項の許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 特定建設発生土搬出の許可に係る手数料の金額

2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の位置及び区域を示す図面
- (2) 土砂を処分し、又は仮置きする土地（以下「土砂の搬出先」という。）の位置及び区域を示す図面並びに条例第23条第3項第2号アからウまでのいずれかに該当する場合はその事実を証する書類
- (3) 条例第23条第5項に規定するトレーサビリティシステムを利用する場合にあっては、当該システムに登録された内容について、県による閲覧を承諾する旨を記載した書類
- (4) その他知事が別に定める書類

3 条例第23条第2項第7号の規則で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 土砂の搬出先において土砂を処分し、又は仮置きする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂の搬出先の区域が、法令に基づく許可を受けている場合にあっては、当該法令の名称、許可の年月日及び許可の番号
- (3) その他知事が別に定める事項

(土砂の処分区域)

第23条 条例第23条第3項第2号アの規則で定める区域は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第5条第1項各号に掲げる工事を現に行っている区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けた工事を現に行っている区域
- (3) 営農その他これに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う工事を現に行っている区域
- (4) 盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する全ての土地との標高の差が1メートル未満となる工事を現に行っている区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、斜面地以外であって、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に支障が生じるおそれがないものとして、知事が別に定める区域

## 解 説

- ◆不適切な盛土が生じる要因の一つには、建設工事で発生する土砂が、盛土の技術基準を遵守していない残土処分場に無秩序に投棄されることがあることから、条例では500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合に知事の許可を必要とすることで、土砂の搬出量及び搬出先を明らかにすることとしている。
- ◆建設発生土の搬出量が500m<sup>3</sup>に満たない予定であった建設工事において、発生土が増えて搬出が500m<sup>3</sup>以上（既に搬出済の土量を含む。）となった場合は、許可を要することとなるので、搬出土量が増える事情が生じたときは、速やかに許可手続きに関して県に相談すること。
- ◆許可の対象となる行為は、土砂を県内又は県外の残土処分場に搬出することに加えて、流用土としてストックヤードに仮置きすることを含まれる。
- ◆「建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステム」とは、土砂搬出の電子管理を目的に、建設発生土の搬出について、情報通信技術を活用して追跡管理するシステムをいい、（一財）先端建設技術センターが開発した「SSTRACE@SYSYSTEM（エスエストレースシステム）」の利用を想定している。当該システムは、利用料金に係る負担が生じるため、同システムを利用する場合には条例に係る手数料を免除するほか、許可申請書に添付する搬出事業計画を省略するなど書類作成の負担軽減を行っており、民間工事における同システムの導入促進を図ることとしている。

1 許可を不要とする特定建設発生土搬出

① 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
② 国等が行う土砂の搬出
③ 採石法又は砂利採取法の許認可に係る土地の区域で採取された土砂の搬出
④ 港湾法の野積場において保管された土砂の搬出
⑤ 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂の搬出
⑥ 改良土の搬出（規則第7条第5号に同じ）
⑦ 林業、営農（畜産を含む。）に係る行為に伴う土砂の搬出
⑧ 建設工事その他事業に使用することを目的に販売された土砂の搬出
⑨ 通常の維持管理の範囲で行われるものとして知事が別に定める土砂の搬出

- 「災害復旧のために必要な応急措置」とは、自然災害等により流出した土砂を除却する場合などの応急的に行う工事を対象としており、災害復旧工事の全てを対象としているわけではない。
- 碎石、砂利などは、搬出先の建設工事に用いられ、不法投棄されることが考えにくいことから、許可を要しない。ただし、碎石場の廃土・廃石の許認可区域外への搬出については、不適切な盛土となる可能性があるため許可を要することとしている。
- 陶器、ガラスの原材料の搬出は、当然製品の材料として使用されることから許可を要しない。
- 林業、農業、畜産に係る行為は、盛土等の許可と同様に通常の維持管理とみなせることから許可を要しない。
- 「建設工事その他事業に使用することを目的に販売された土砂の搬出」とは、法令の許認可区域で採取された碎石・砂利・真砂土、又は製造された再生碎石・再生土砂を平野部の広い敷地に仮置きした土砂であって、製品として使用する目的で販売される搬出をいう。

2 建設発生土トレーサビリティシステムの利用

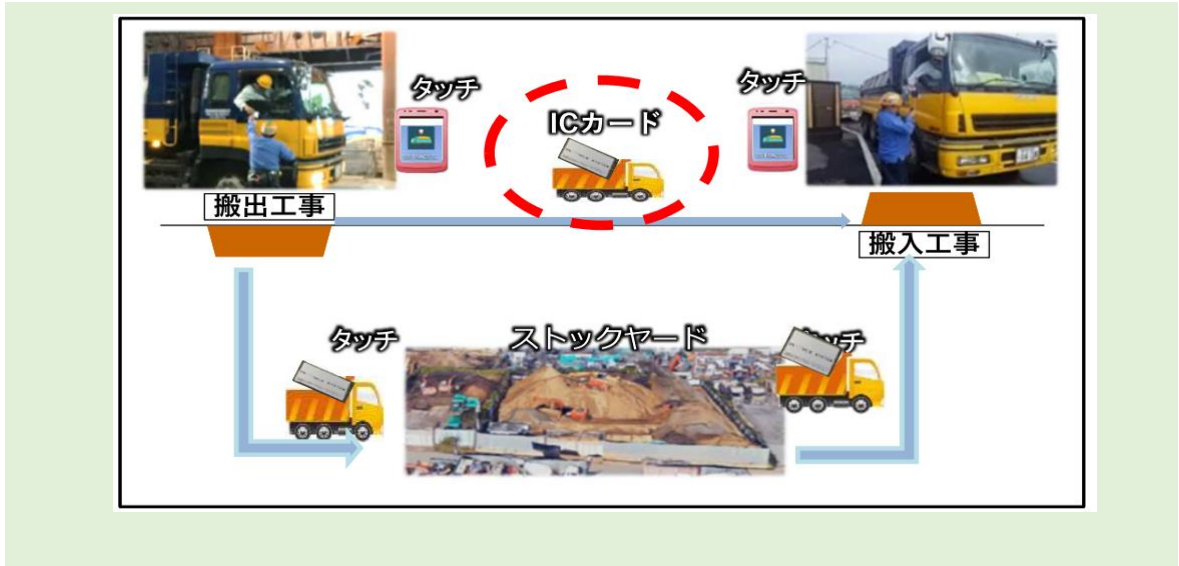
(1) 許可手続きの簡素化

- 建設発生土トレーサビリティシステムの利用者として登録したときは、搬出事業計画書を策定したものとみなし、当該計画に係る書類の提出を省略する。

許可申請書	提出の要否 (○：必要、×：不要)	
	システム利用者	その他搬出者
搬出事業計画書	×	○
特定建設発生土搬出に係る建設工事の位置・区域を示す書類	○	○
土砂の処分又は仮置きする土地の位置・区域を示す書類	○	○
特定事業の許可を受けた事業区域であることを証する書類	○	○
土砂を仮置きする場合は、土地の所有者等の承諾が得られていることを証する書類	○	○
県外で土砂を処分する場合は、土砂を処分する土地の所有者等の承諾が得られていることを証する書類	○	○
建設発生土トレーサビリティシステムを利用する場合は、システムに登録された内容を県が閲覧できることを承諾する書類	○	×
手数料	×	○

(2) SSTRACE®SYSTEMの概要

- 国土交通省では、建設リサイクルや建設副産物の適正処理を推進するため、建設リサイクル計画を策定し各種施策を展開しており、「SSTRACE®SYSTEM」が建設リサイクルの主要施策として示されている。
- 「SSTRACE®SYSTEM」は、建設発生土の搬出入時に、ICカードをスマートフォンにタッチすることで、紙伝票を使うことなく建設発生土の搬出入を記録できるので、搬入出の日付、土砂量の管理などに係る事務を軽減できるメリットがある。同システムを利用するにあつては、利用料金が生じることから条例では手数料を免除している。
- 「SSTRACE®SYSTEM」に詳細については、(一財)先端建設技術センターホームページを参照のこと  
(一財)先端建設技術センターホームページ <https://www.actec.or.jp/>



手 続 き

1 特定建設発生土搬出の許可申請

- 許可申請に当たっては、許可申請書、搬出事業計画及び添付書類を提出する。
- 建設工事に伴い発生した土砂を当該建設工事の区域内で処分する場合は、許可は不要であるが、当該処分の規模が特定盛土であれば、特定盛土を施工する許可が必要となる。

2 特定建設発生土搬出許可申請書

(1) 許可申請書 (提出部数は2部) ※電子データの提出も可能

許可申請書の記載事項 (参考様式12-1)	
1	事業者の氏名及び住所
2	手数料

(2) 申請書の添付書類

	添付書類	備考
1	搬出事業計画書	SSTRACE®SYSTEMを使用する場合は添付不要
2	特定建設発生土搬出に係る建設工事の位置・区域の図面	
3	土砂の処分又は仮置き先の位置・区域を示す図面	
4	特定事業の許可を受けている事業区域であることを証する書類	県内の残土処分場に搬出する場合
5	土砂搬出先の土地の所有者等の承諾が得られていることを証する書類	県外の残土処分場又は仮置き先に搬出する場合 (参考様式12-3)
6	建設発生土トレーサビリティシステムを利用する	

第4章 特定建設発生土搬出の許可等

	場合は、システムに登録された内容について県による閲覧を承諾する書類	
7	その他知事が必要と認めた書類	以下の書類は、搬出事業計画書の添付を要しない場合に添付 ①建設工事の位置及び区域 ②土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置

(3) 搬出事業計画書に記載する事項

	記載事項 (参考様式12-2)	備考
1	許可を受けようとする者の氏名・住所	
2	建設工事の名称及び内容	工事の目的、概要、工期等
3	建設工事の位置・区域	
4	搬出する土砂の数量	
5	土砂を搬出する期間	
6	土砂を処分又は仮置きする土地の位置、及びその土地所有者等の氏名・住所	
7	土砂の搬出先において、土砂を処分又は仮置きを施工する者の氏名・住所	
8	土砂の搬出先の区域が、他法令の許認可等の区域である場合は、その法令の名称、許可年月日及び許可番号	
9	その他知事が別に定める事項	知事が定める事項は以下の事項 ①元請事業者の氏名及び住所 ②土工事業者の氏名及び住所 ③運搬事業者の氏名及び住所 ④土砂の搬出先の名称及び住所 ⑤運搬車両の一覧

・計画を変更する場合は、変更に係る部分のみの記載でよい。

3 許可の基準

- 許可に係る標準事務処理期間は20日とし、当該期間は、許可申請受理日から許可交付日までの間とする。
- 許可基準は、搬出事業計画の記載内容が適切であり、かつ、土砂の処分又は仮置き行為、搬出先によって以下のとおりとしている。

搬出行為	搬出先	許可要件
残土処分	県内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の許可を受けた残土処分場等であること</li> <li>・政令第5条第1項各号に掲げる工事を現に行っている区域であること</li> <li>・都市計画法に基づく開発許可を受けた工事を現に行っている区域であること</li> <li>・営農その他これに類する事業に伴う工事を現に行っている区域であること</li> <li>・盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する全ての土地との標高の差が1メートル未満となる工事を現に行っている区域であること</li> </ul>
	県外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分先の土地所有者等の承諾が得られていること</li> </ul>
仮置き	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置きする土地所有者等の承諾が得られていること</li> </ul>

4. 3 特定建設発生土搬出の許可の変更（条例第24条、規則第24条）

- 搬出事業計画を変更する場合は、変更許可を受けてから変更に係る建設発生土搬出を行うこと。
- 軽微な変更については、変更許可申請を届出書の提出に変えて、手続きを緩和している。

<条例>

（処分事業計画の変更等）

第24条 前条第1項の許可を受けた者（以下「搬出許可事業者」という。）は、同条第2項各号（第1号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更に係る土砂の搬出の前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 搬出する土砂の数量の2割以内の減少
- (2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長
- (3) トレーサビリティシステムにおける登録事項の変更
- (4) その他規則で定める事項

2 搬出許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の許可について準用する。

<規則>

（搬出事業計画の変更等）

第24条 条例第24条第1項の規定により、搬出事業計画の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 搬出許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 変更年月日
- (4) 特定建設発生土搬出の許可年月日及び許可番号

2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 搬出する土砂の数量の2割以内の増加
- (2) 第22条第3項第1号に掲げる事項
- (3) その他知事が別に定める事項

3 条例第24条第2項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出することにより行うものとする。

解 説

- ◆建設工事の変更により搬出土量が増加した場合などにおいて、適切な処分場又はストックヤードに搬出されることを確認するため、変更許可の規定を設けている。
- ◆本条の規定による変更許可は、許可を受けた特定建設発生土搬出を対象としており、500m<sup>3</sup>未満の土砂を搬出する建設工事が、掘削範囲等の変更によって、500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出することになった場合は、条例第23条の許可を要する。
- ◆軽微な変更は、事業者への負担を緩和するために設けた手続きであり、その対象となる変更は、搬出する土砂によって不適切な盛土が生じる可能性が低いと考えられる行為に限定している。この場合において、軽微な変更内容を確認するため、届出書を提出することとしている。
- ◆「変更許可申請」と「軽微な変更の届出」では、事業者にとって手続きが異なるので、変更の要因が生じた場合は、速やかに協議を行うこと。

<軽微な変更の届出に該当する変更>

- ・ 搬出する土砂の数量の2割以内の増減
- ・ 土砂を搬出する期間の3カ月以内の延長
- ・ トレーサビリティシステムにおける登録事項の変更
- ・ 搬出する土砂の数量の2割以内の増加



- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の処分先又は仮置き先で土砂を施工する者の氏名、住所の変更</li> <li>・その他知事が別に定める事項</li> </ul> |
|---|

**手 続 き**

**1 変更の許可申請（提出部数は2部）※電子データの提出も可能**

○変更許可申請に係る搬出事業変更計画及び添付書類は、許可申請で提出した書類と変更のない場合は、省略することができる。この場合は、事前協議を行い、提出書類を確認することが望ましい。

**(1) 変更許可申請書**

変更許可申請書の記載事項（参考様式13）	
1	許可申請者の氏名及び住所
2	変更の内容及び理由
3	変更年月日
4	特定建設発生土搬出に係る許可年月日及び許可番号

**(2) 申請書の添付書類**

	添付書類	備考
1	搬出事業変更計画書（参考様式12-2）	SSTRACE®SYSTEMを使用する場合は添付不要
2	特定建設発生土搬出に係る建設工事の位置・区域の図面	変更がない場合は添付不要
3	土砂の処分先の位置・区域を示す図面	変更がない場合は添付不要
4	特定事業の許可を受けている事業区域であることを証する書類	変更がない場合は添付不要
5	土砂を仮置きする場合は、土地の所有者等の承諾が得られていることを証する書類	変更がない場合は添付不要
6	県外で土砂を処分する場合は、土砂を処分する土地の所有者等の承諾が得られていることを証する書類	変更がない場合は添付不要
7	建設発生土トレーサビリティシステムを利用する場合は、システムに登録された内容について県による閲覧を承諾する書類	変更がない場合は添付不要
8	その他知事が必要と認めた書類	以下の書類は、搬出事業変更計画書の添付を要しない場合に添付 ①建設工事の位置及び区域 ②土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置

**2 変更許可申請が不要な軽微な変更（提出部数は2部）※電子データの提出も可能**

**(1) 軽微な変更の届出書**

	軽微な変更の届出書の記載事項（参考様式14）	備考
1	搬出許可事業者の氏名及び住所	
2	変更の内容及び理由	
3	変更年月日	
4	特定建設発生土搬出に係る許可年月日及び許可番号	
5	知事が必要と認める事項	①建設工事の位置及び区域 ②土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置

4. 4 建設発生土搬出完了等の報告（条例第25条、規則第25条）

○特定建設発生土搬出を完了又は廃止したときは、完了報告書を提出すること。

<条例>

（建設発生土搬出完了等の報告）

第25条 搬出許可事業者は、当該許可に係る特定建設発生土搬出を完了し、又は廃止したときは、完了又は廃止の日から起算して20日以内にその旨を知事に報告しなければならない。

<規則>

（特定建設発生土搬出完了等報告書）

第25条 条例第25条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出完了等報告書の提出により行うものとする。

- (1) 搬出許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 建設工事の名称及び内容
- (3) 建設工事の位置及び区域
- (4) 特定建設発生土搬出の許可年月日及び許可番号
- (5) 搬出した土砂の数量
- (6) 土砂を搬出した期間

2 条例第25条の規定による報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土砂を処分し、又は仮置きした土地の状況が確認できるカラー写真
- (2) その他知事が別に定める書類

**解 説**

- ◆特定建設発生土搬出完了(廃止)報告書は、建設発生土の搬出を完了又は廃止した日から20日以内に提出するものとする。
- ◆「完了」とは、搬出事業計画に記載した土砂の量を搬出先に全て搬出したことをいう。
- ◆「廃止」とは、建設工事を中止したとき、又は工事の途中で搬出土量が500m<sup>3</sup>未満になったときとしており、条例第24条の変更ではなく、本条の「廃止」に該当する。廃止については、報告書「その他参考となる事項」の欄に理由を記載すること。

**手 続 き**

1 特定建設発生土搬出完了報告（提出部数は2部）※電子データの提出も可能

搬出完了報告書の記載事項（参考様式15）	
1	搬出許可事業者の氏名及び住所
2	建設工事の名称
3	建設工事の所在地及び位置
4	特定建設発生土搬出の許可年月日及び許可番号
5	搬出した土砂の数量
6	土砂を搬出した期間

2 完了報告書に添付する書類

添付書類	
1	土砂を処分し、又は仮置きした土地の状況が確認できる写真
2	その他知事が別に定める書類（建設発生土トレーサビリティシステムを利用する場合は不要）
	参考様式15の別添に定める書類 (1) 特定建設発生土搬出に係る関係事業者の一覧 (2) 特定建設発生土搬出の集計表（月報、日報）

4. 5 特定建設発生土搬出の許可の取消し（条例第26条）

○条例に違反した場合は、許可を取り消すことができる。

<条例>

（搬出許可の取消し）

第26条 知事は、搬出許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第23条第1項又は第24条第1項の許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。
- （2） 第23条第1項又は第24条第1項の許可に係る搬出事業計画に違反して特定建設発生土搬出を行ったとき。
- （3） 前条の報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- （4） 第31条第3項から第5項までの命令に違反したとき。

**解 説**

- ◆本条は、偽りや不正な手段により許可を得た発注者、搬出事業計画とは異なる土地に土砂を搬出した場合などに、許可を取り消すことができることを定めたものである。
- ◆許可の取り消しは、搬出完了等の報告しない場合や虚偽の報告も対象にしている。条例に基づく命令に従わなかった場合も同様に許可を取り消すことにしている。